

平成三十年十二月五日提出
質問第一四五号

次世代の交通に関する質問主意書

提出者

もとむら賢太郎

次世代の交通に関する質問主意書

総務省のメールマガジン「M-I-C-Tナウ」の平成三十年六月十五日号において、「次世代の交通」が取り上げられている。現在、総務省ホームページに掲載されているバックナンバーからは文言が削除されているものの、「日本でもUberなどのライドシェアのサービスが認知されるようになってきました。ライドシェアの日本でのサービスはまだ限定的ですが、少しずつ政府や自治体でも規制のあり方などが議論されつつあり」と記載されている。

これを踏まえ、以下質問する。

- 一 Uberなどのライドシェアのサービスは、日本では提供されておらず、道路運送法違反となりうるものだと承知しているが、なぜこうした記載を行ったのか。

右質問する。